

図2 発生時間帯
(複数回答、回答数：785件)

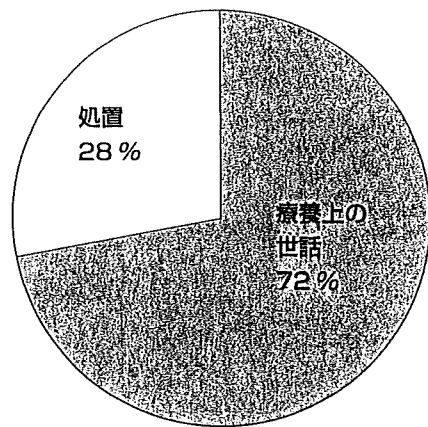


図3 発生時の業務内容
(複数回答、回答数：580件)

⑥発生時間帯：785件のうち、夜勤時の発生が430件(54.8%)、日勤時が355件(45.2%)
(図2)

⑦発生時の業務内容：580件のうち、世話(ケア)に関連した業務が418件(72.1%)、処置に関連した業務が162件(27.9%)
(図3)

- ・療養上の世話(ケア)の内容では、おむつ交換全体(76件)、汚物処理(58件)、食事介助(49件)、清拭(41件)、排泄介助(30件)が多かった。
- ・処置の内容では、点滴・注射(38件)、吸引(37件)、検温(28件)、ガーゼ交換(14件)、採血(14件)が多かった。

⑧発生時の状況：手洗いをすべきであったのに手洗い(速乾性擦式手指消毒薬を用いた手指消毒を含む)ができなかった(しなかった)経験がどのような状況で発生したのかに関する記述には様々な内容が含まれていた。これらを7つのカテゴリーに分類した
(図4)

1. 多忙であった：603件(55.1%)

- ・「夜勤で人が少ないが、ナースコールが多かった」
- ・「夜勤の受持ち患者数が多く、時間に追われた」
- ・「他のスタッフが休憩時間中に患者からの用件が重なった」
- ・「医師の指示が立て続けにあった」
- ・「複数のナースコールが鳴り、患者からの依頼が殺到した」
- ・「同室の患者に待てない用件で呼ばれた」
- ・「手洗い場に急いでいるときに、患者に呼び止められた」
- ・「手を洗おうとしているときに、他のスタッフから用事を依頼された」

2. 緊急の場面であった：147件(13.4%)

- ・「嘔吐の介助中に隣の患者が転倒しそうになった」
- ・「吸引中に隣の患者が不穏な行動をした」
- ・「処置中に同室の患者がベッドから落ちそうになった」
- ・「他の患者が点滴のルートやチューブを引っ張った」
- ・「他の患者がイレウス管を抜こうとしていた」
- ・「手洗いに向かっていたときに、転倒しそうな患者がいた」

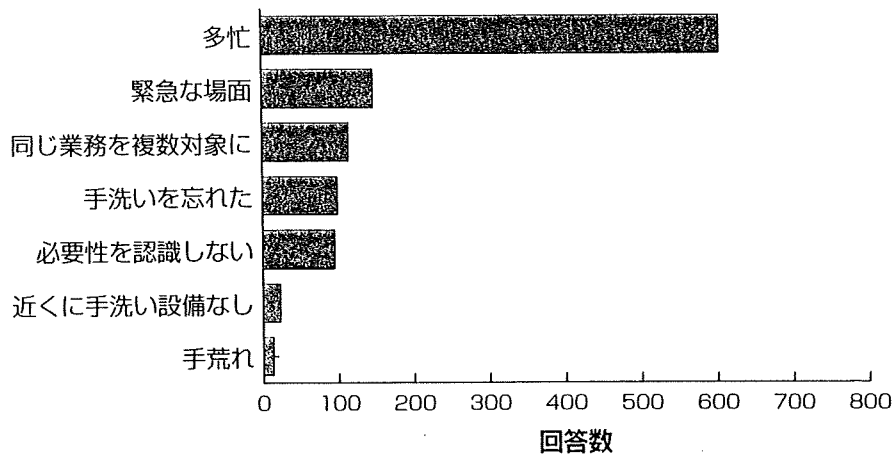


図4 手洗いができなかった（しなかった）要因

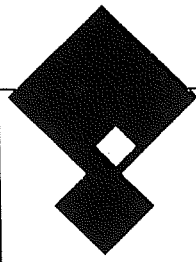
- ・「呼吸停止の患者を発見し、手洗いせずに入室した」
 - ・「急産で、分娩間際であった」
 - ・「停電で人工透析が停止した」
 - ・「尿管留置中に隣の患者が急変し、心臓マッサージを実施した」
 - ・「処置中に機器アラームがなった」
3. 同じ業務を複数の対象に対して続けて行ったとき：114件（10.4%）
- ・「おむつ交換を一度に行ったとき」
 - ・「排泄処理を定時に一斉に行ったとき」
 - ・「定時の尿測定のために留置カテーテル採尿バッグより採尿して回っているとき」
 - ・「ドレナージ排液中の患者の定時の排液採取のとき」
 - ・「処置回診介助でペースの速い医師についたとき」
4. 手洗いを忘れた：99件（9.0%）
- ・「夜勤で多忙な時間帯に忘れる」
 - ・「外来で患者が立て込むと忘れる」
 - ・「あわてたり、あせったりすると忘れる」
 - ・「ナースコールがあると忘れる」
- 以上は「多忙であった」にも分類できる内容である。
- ・「手袋をしていると、汚れた感覚が薄れるので忘れる」
 - ・「感染症の患者でないと、気がゆるんで忘れる」
 - ・「ちょっとした処置の後に忘れる」
 - ・「他に気をとられることがあると忘れる」
 - ・「よほど意識していないと忘れる」
5. 手洗いの必要性を認識しない：95件（8.7%）
- ・「手を洗うのは面倒」
 - ・「時間の無駄」
 - ・「見た目で汚染がなければよい」
 - ・「手洗い意識に個人差があるから、自分だけやってもしかたがない」

B 総論

- ・「汚染していない側の手を使えばよい」
 - ・「手洗いより電話やナースコールが優先」
 - ・「おむつ交換で手洗いは必要ない」
 - ・「処置ごとになど、やっつけられない」
6. 業務現場の近くに手洗い設備がない：23件（2.1%）
- ・「速乾性手指消毒薬がベッドサイドにない」
 - ・「外来の診察机に速乾性手指消毒薬がない」
 - ・「手洗い場が遠い」
 - ・「食堂などのオープンスペースに設備がない」
7. 手荒れがある：13件（1.2%）
- ・「アルコール製剤により手が荒れる」
 - ・「皮膚炎や傷があると、アルコールがしみて痛い」
 - ・「手袋のパウダーで手が荒れる」
 - ・「手荒れ対策に、手袋を手洗いに代用している」

まとめ

「看護師は毎日10人以上の患者と接触し、2～3日に1回程度、特に夜勤の病棟で患者の世話をしているときに、手洗いをすべきであるのに手洗いができないことがある」という実態がみえてきた。手洗いができない（しない）要因として、半数以上の看護師が「多忙」が原因であると考えている。「緊急時」を含め、「とっさのときの手洗い」の不徹底が大きな要因でありそうだとということがみえてきた。加えて、「おむつ交換などの反復作業」や「手洗いを忘れる」などの「うっかり」、さらに「手洗いの必要性を認識しない」といった「手洗い意識の欠如」も重要な要因と考えられた。これらの要因を克服するための手洗い対策が必要であろう。



3 感染経路別予防策

感染経路別予防策では、スタンダードプリコーションに加え、空気感染、飛沫感染、接触感染に分けて対策を実施する。空気感染は、結核、麻疹と水痘（全身播種性の帯状疱疹も含む）がある。飛沫感染は、喀痰から検出されるメチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）感染症や肺炎、風疹、流行性耳下腺炎など多数ある。接触感染は、MRSA 感染症、種々の原因による下痢症や疥癬がある。職員はそれぞれの疾患をよく理解し、予防策別の手順書をあらかじめ作成しておくことが重要である。各病室に適用される予防策が直ちにわかるように、ナースステーションのコンピュータ画面に

表 病原体と感染経路

病原体	感染経路		
	接触感染	飛沫感染	空気感染
結核			○
麻疹			○
水痘			○
インフルエンザ		○	
流行性耳下腺炎		○	
風疹		○	
百日咳		○	
溶血性レンサ球菌感染症		○	
髄膜炎菌髄膜炎		○	
マイコプラズマ等肺炎、気管支炎	○	○	
O157 等腸管細菌感染症	○		
ロタウイルス等腸管ウイルス感染症	○		
MRSA、VRE 等薬剤耐性細菌感染症	○		
疥癬、シラミ	○		
帯状疱疹、単純ヘルペス	○		
ウイルス性結膜炎	○		
RS ウイルス感染症	○		

B 総論

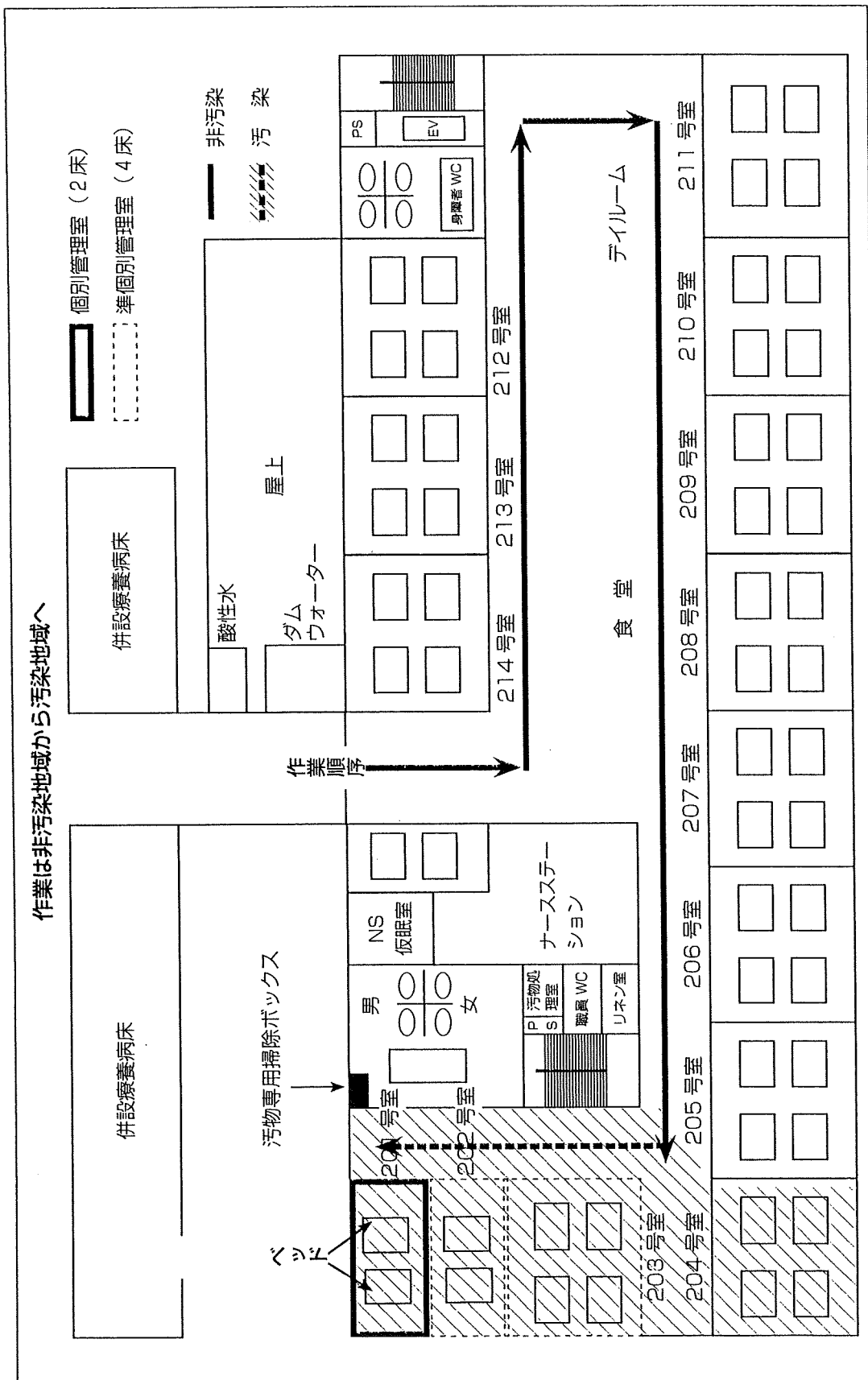
病棟の図（p.45 参照）を表示する、あるいは、病室の入口に適切な表示をすることも有用である。

患者管理には、感染防止上、個別管理が必要な場合が多い。また患者の看護度も、疾患および患者の生活状況により配慮が必要となってくる。

収録した手順例

- 病室管理を考慮した作業手順〈介護老人施設の例〉
- 感染経路別予防策
- 接触感染予防策手順〈病院の例〉

病室管理を考慮した作業手順〈介護老人施設の例〉



作業の流れは、非感染者の居住部分から感染者の居住部分に向かうのが原則である。そのため、病棟の構造を考慮し、患者を配置する必要がある。常に院内感染にかかわる患者の所在を把握し、回診、ベッドメーキング、掃除などの作業順序を定める。特に、掃除のような外注による作業については、必ず、医療スタッフが責任をもって掃除作業員に直接指導する必要がある。

感染経路別予防策

I 接触感染予防策（コンタクトプリコーション）

<p>代表的感染症および病態：アデノウイルス、RS ウイルス、O157、ロタウイルスなどの感染症 疥癬、ウイルス性結膜炎、シラミ症 带状疱疹、単純ヘルペス 薬剤耐性菌感染症（MRSA、VRE など） 感染性下痢症状のあるとき おむつあるいは失禁状態の便を扱うとき 感染性皮膚疾患で落屑、排膿があるとき 体液・膿を伴う創を扱うとき（感染創、褥瘡、熱傷皮膚など）</p>	
<p>スタンダードプリコーション（標準予防策）を適用し、以下の基準を付け加えること</p>	
病室	<p>感染症患者は個室を使用する 必要時以外は病室を出ない 集団個別管理は可能である 保菌者の創傷部で被覆できるものは標準予防策とする</p>
エプロン	スタンダードプリコーションに準じる
マスク	不 要
手袋	<p>患者ケア時には手袋を着用する。また、汚染物に触れたときには手袋を交換する。部屋を出る前に手袋をはずし、擦式手指消毒薬を使用する（有機物付着時は流水で洗う）</p>
手洗い	<p>退室時に衛生的手洗いを実施する 手洗い設備がない場合は、擦式手指消毒薬を使用する</p>
使用後器材	スタンダードプリコーションに準じる（「清掃」の項を参照）
食器類	スタンダードプリコーションに準じる
機 器	<p>スタンダードプリコーションに準じる 聴診器、ライトなどは個別化して使用する 個別化できないものはアルコールで拭き取り消毒する</p>
リネン	スタンダードプリコーションに準じる
ベッド清掃	スタンダードプリコーションに準じる
便器・尿器	スタンダードプリコーションに準じる
感染性廃棄物	<p>スタンダードプリコーションに準じる 室内で発生したごみは分別し、密閉して室内から出す</p>
清 掃	<p>患者が触れる部位（ベッド柵、床頭台、オーバーテーブル、ドアノブ、蛇口の取っ手など）は1回/日以上、アルコール清拭する 床清掃はスタンダードプリコーションに準じる</p>

II 飛沫感染予防策（ドロップレットプリコーション）

<p>代表的感染症および病態：インフルエンザ、流行性耳下腺炎、風疹、アデノウイルス感染症 種々の原因による肺炎、気管支炎（インフルエンザ桿菌、肺炎球菌、マイコプラズマなど） 百日咳、溶血性レンサ球菌感染症、髄膜炎菌髄膜炎</p>	
<p>スタンダードプリコーション（標準予防策）を適用し、以下の基準を付け加えること</p>	
病室	<p>感染症患者はできれば個室を使用する 同病者を複数人集めて同一部屋で管理することも可能。ただし患者間および面会者（家族以外の面会は禁止）は少なくとも1m以上離す 特別な換気装置は不要である 必要時以外は病室を出ない 保菌者は標準予防策とする</p>
エプロン	<p>スタンダードプリコーションに準じる</p>
マスク	<p>患者から1m以内に入ってケアする場合、または滞在する場合にはマスクが必要である マスクの再使用はしない やむをえず患者が病室を出るときは、マスクが必要である</p>
手袋	<p>スタンダードプリコーションに準じる</p>
手洗い	<p>スタンダードプリコーションに準じる</p>
使用後器材	<p>スタンダードプリコーションに準じる</p>
食器類	<p>スタンダードプリコーションに準じる</p>
機器	<p>スタンダードプリコーションに準じる</p>
リネン	<p>スタンダードプリコーションに準じる</p>
ベッド清掃	<p>スタンダードプリコーションに準じる</p>
便器・尿器	<p>スタンダードプリコーションに準じる</p>
感染性廃棄物	<p>スタンダードプリコーションに準じる 室内で発生したごみは分別し、密閉して室内から出す</p>
清掃	<p>日常清掃は1回/日行う 清掃道具は専用のもを使用する 清掃方法はスタンダードプリコーションに準じる</p>

B 総論

Ⅲ 空気感染予防策（エア－ポーンプリコーション）

代表的感染症および病態：結核、麻疹、水痘	
スタンダードプリコーション（標準予防策）を適用し、以下の基準を付け加えること	
病室	<p>可能なら陰圧室で管理する</p> <p>感染症患者は個室を使用する。ドアは閉めておく</p> <p>本来は独立した換気装置が必要である（設備がない場合は1時間に6回以上の外気との換気を実施する）</p> <p>特別な場合を除いて病室を出ない</p> <p>集団個別管理は可能である</p> <p>抗体獲得者は標準予防策とする</p> <p>面会謝絶の札を出す</p>
エプロン	スタンダードプリコーションに準じる
マスク	結核の場合、すべての面会者および医療従事者は濾過マスク（N95マスク）が必要である。フィットテストを行う（個人使用とする） 患者が病室を出るときは、サージカルマスクが必要である
手袋	スタンダードプリコーションに準じる
手洗い	退室時に手洗いを実施する 手洗い設備がない場合は、擦式手指消毒薬を使用する
使用後器材	スタンダードプリコーションに準じる
食器類	スタンダードプリコーションに準じる
機器	スタンダードプリコーションに準じる
リネン	スタンダードプリコーションに準じる
ベッド清掃	スタンダードプリコーションに準じる
便器・尿器	スタンダードプリコーションに準じる
感染性廃棄物	スタンダードプリコーションに準じる 喀痰は感染性廃棄物として処理する
清掃	スタンダードプリコーションに準じる

接触感染予防策手順〈病院の例〉

内 容	備 考
<p>I 完全個別管理の場合について</p> <p>1) 患者は原則として室外に出てはならない</p> <p>2) 家族の付き添い、または面会について</p> <p>(1) 付添い家族は原則としてつけない</p> <p>(2) 面会者は最小限の人数とし、手洗いのみして、ディスポーザブルガウン、マスクはしないでよい</p> <p>ケア（おむつ交換、清拭など）などで濃厚に接触する場合は、ディスポーザブル手袋をする</p> <p>(3) 手洗いを励行する</p> <p>3) 職員の入退室について</p> <p>(1) 入室の場合</p> <p>通常の病室訪問と同様で、手指消毒〔ベルコムローション®（0.2%塩化ベンザルコニウム加アルコール）などで〕を行う</p> <p>* MRSAは接触感染であるため、菌検出が認められる部分の処置をするときは、ディスポーザブルガウン、マスク、ディスポーザブル手袋を装着する</p> <p>* 処置をしない場合は、手袋不要</p> <p>* 排泄物を処理するときは、必要に応じてエプロン着用</p> <p>(2) 退室の場合</p> <p>①処置後のディスポーザブル手袋をはずして、専用ごみ容器に入れる</p> <p>②マスクをはずして、専用ごみ容器に入れる</p> <p>③ディスポーザブルガウンを脱ぎ、専用ごみ容器に入れる。または専用スタンドに掛ける</p> <p>④部屋に手洗い設備がある場合は、流水のもとで石けんで手洗いをし、ペーパータオルで拭く</p> <p>⑤室外でベルコムローション®（0.2%塩化ベンザルコニウム加アルコール）にて手指消毒をする</p> <p>⑥流水のもとで、石けんで手洗いをする</p> <p>⑦イソジンガーグル®（ポビドンヨード）で含嗽する（特殊な場合）</p> <p>4) 病室内に常備する物品</p> <p>(1) 消毒薬</p> <p>①手指：ベルコムローション®</p> <p>②器具：一般清掃用洗剤</p> <p>③病室：一般清掃用洗剤</p> <p>(2) 処置等に使用する物品（患者専用とする）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体温計、血圧計、聴診器、駆血帯 ・点滴台、酒精綿、絆創膏 ・使用済み針入れ専用容器 ・ガーグルベースン ・病室専用包交具一式（ガーゼ、スキントレーなど） <p>(3) 排泄時に必要な物品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尿器・便器（ポータブルトイレ） <p>(4) 清掃用具</p>	<p>* マスクは、サージカルマスクとする</p> <p>* 汚染防止のため、手関節まで手洗いをする</p> <p>* スリッパは汚染しやすく、毎日の交換でも不十分であるので使用しない</p> <p>* ナースシューズからの汚染は考えにくい</p> <p>廊下、床からの感染は考えられない</p> <p>* 蓄尿びんは病室には置かない</p>

内 容	備 考
<p>・モップ粘着式清掃用具</p> <p>(5) その他</p> <p>・ディスポーザブルガウン</p> <p>・ディスポーザブルマスク</p> <p>・ふた付きバケツ (ごみ用)</p> <p>・ペーパータオル</p> <p>II 物品その他の取扱い方法</p> <p>(1) 検査材料採取</p> <p>①感染者から検体を採取する場合はディスポーザブルガウン、手袋を装着し、採取する</p> <p>②あらかじめ、採取容器は室内の所定の場所に準備しておく</p> <p>③血液、髄液等を採取する場合は、十分に局所消毒を行う</p> <p>④採取された検体は密封し、ビニール袋に入れ、MRSA と明示し、速やかに検査室へ運ぶ</p> <p>⑤検査材料がこぼれた場合、70% エタノールで外側から内側に向けてよく拭き取る</p> <p>⑥出張による検査、リハビリテーション、放射線科での撮影等は、依頼伝票に MRSA と明示する</p> <p>(2) リネン、寝具、寝衣、清拭タオル</p> <p>①1次消毒〔エフゲン* (ホルマリン)〕は不要。ただし、血液・便等で汚染したものは別の袋に入れ、二重袋にして出す。また、血液類の汚染が強い場合は手袋をして水洗後に出す。病院洗濯場へも、同様の扱いで出す</p> <p>②清拭は、患者専用のタオルを準備してもらう</p> <p>(3) 患者個人の衣類</p> <p>①二重袋にして出し、家族に洗濯を依頼する</p> <p>②家族への衣類の取り扱いの説明:70℃以上の温水を用いるか、塩素系殺菌消毒薬 (次亜塩素酸ナトリウム) に1時間浸漬後、洗濯し、十分乾燥させる (アイロンも効果あり)</p> <p>(4) ディスポーザブルガウン・マスク</p> <p>①ディスポーザブルガウンの交換は、毎日実施する。使用後のディスポーザブルガウンは感染性廃棄物として廃棄する</p> <p>(5) 気道分泌物吸引時のカテーテル</p> <p>①1回の吸引後、廃棄する。廃棄したカテーテルは、感染性廃棄物の箱に捨てる</p> <p>②吸引びんの排液は、汚物室で廃棄する。その後の汚水は、総合汚水処理場で処理される</p> <p>(6) 人工呼吸器</p> <p>①エチレンオキサイドガス (EOG) 滅菌後の蛇管を使用する</p> <p>②使用後の蛇管は、十分水洗し、消毒液に30分間浸漬後、中央材料室で EOG 滅菌し、乾燥させる</p> <p>(7) 排泄物</p> <p>取り扱う際は、必ず手袋、エプロンを装着する。使用後の手袋は感染性廃棄物箱へ捨てる</p>	<p>* 人体から採取された感染性危険物として取り扱う</p> <p>* エフゲン* (ホルマリン)は人体に有害との報告がある</p> <p>* 二重袋は、他の非感染と間違えないために工夫した</p> <p>* 洗濯場からのコメント: 85℃の熱湯で洗濯後、75℃以上の蒸気乾燥を実施</p> <p>* 最近では、蛇管はディスポーザブルとして使い捨てにしている施設も多い</p>

内 容	備 考
<p>①便・尿はそのまま速やかに室外に出し、汚物槽に流す</p> <p>②喀痰は、感染性廃棄物箱に入れて処分する</p> <p>③尿器・ポータブルトイレは専用のものとし、使用後は洗浄し、乾燥させておく</p> <p>(8) ごみ類</p> <p>①可燃物：ごみ類はビニール袋に入れ、室外に出すときは、二重袋とし、一般のごみ同様に看護助手が出す</p> <p>②不燃物：缶、びん類は手袋装着のまま室外の専用廃棄物入れに捨てる</p> <p>③針：針専用のプラスチック容器に捨てる。外へ出すときは、手袋装着のまま室外の専用廃棄物入れに捨てる</p> <p>④注射器：針を付けたまま、針専用廃棄物入れに捨てる</p> <p>(9) その他の器具</p> <p>①できるだけディスプレイ製品を使用する</p> <p>②金属類で、血液等の有機物が付着しているときは、流水のもとで洗浄し、回収コンテナに入れ、中央材料室へ出す</p> <p>③中央材料室で、消毒、滅菌ができないもの（内視鏡など）は、専用の消毒薬で処理する</p> <p>(10) 食器</p> <p>①病院の食器を使用する</p> <p>②熱水洗浄できる場合は、他の食器類と区別する必要はない</p> <p>Ⅲ 患者の移送</p> <p>1) 手術出し</p> <p>(1) ストレッチャーでの搬送</p> <p>①患者の皮膚を十分清潔にする</p> <p>②患者の十分な手洗いを行う</p> <p>③清拭したストレッチャーの上に清潔シーツを準備する</p> <p>④呼吸器より検出の場合、マスクを着用させる</p> <p>⑤創より検出の場合、包交し、ガーゼで十分に覆う</p> <p>⑥患者に術衣を着せ、準備したストレッチャーに乗せる</p> <p>⑦皮膚病変がある場合は、患者をシーツでくるむ</p> <p>⑧他は、通常の手術出しと同様に処理する</p> <p>(2) 車椅子での搬送</p> <p>上記①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧と同様</p> <p>(3) 手術室での搬送</p> <p>①他患者との接触を避けるため、搬入・搬出時間を考慮し、病棟と連絡をとる</p> <p>②各手術室へ搬入後、シーツを開き、患者のみ手術台へ移床する</p> <p>③手術後、創部からの検出の場合は、シーツにくるむ</p> <p>④速やかに病棟へ移動する</p> <p>2) 検査出し</p> <p>原則として、室内より出ない</p> <p>状況によっては、放射線科の検査で必要時に出る場合は、手術出しの①、②、④、⑤、⑥、⑧と同様に処置する</p>	<p>* 針・注射器などは、通常どおりの分別処理を室内でも実施する</p> <p>* ステリスコープ®3%液（グルタラル製剤）を内視鏡専用殺菌消毒薬として用いる</p> <p>* 他の食器と区別する場合には、配膳室の専用ポリ容器へ入れる</p>

内 容	備 考
<p>IV 室内の清掃 看護助手が、最低 1 回 / 日は必ず行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ①掃除機は、フィルター付きのものを使用する ②床の清掃は、粘着式清掃用具で奥から入口に向かい、一定方向に埃をとる ③床拭き清掃は、毎日、最低 1 回以上行う ④清掃用モップは専用のものとし、一般清掃用洗剤を使用する ⑤ベッドの周囲（床頭台、オーバーテーブル、ベッド柵、ナースコール、ドアノブ）も、一般清掃用洗剤で清拭する。汚染が考えられる場合はそのつど、看護師、看護助手共に実施する ⑥シーツ交換時は、埃を立てないように行い、シーツ類はビニール袋に入れ処理する <p>V 個別管理解除後の室内清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ①解除後は、通常の清掃でよい ②飛沫の付着の可能性があった部分（壁、棚、ベッドのフレーム、ベッドランプの傘、カーテンレール、ナースコール）は、70%アルコールで拭く ③使用した医療機器は、70%アルコールで清拭して室外へ出す 	<p>*メディカルスプレー、スプレーライザーは必要なし</p>



4 外来診療部における感染制御

外来診療部には、未受診・未治療の患者がおり、未特定の感染源（感染症患者や感染性物質）と宿主（感染を受ける人）が混在する場所である。ここに感染経路が出現すると、外来診療部における感染が発生する。患者は診療科、検査室、処置室、会計などを訪れるため、当該診療科だけではなく、外来診療部全体で対策を講じる必要がある。

なお、結核の外来については、別途、記載してある（p.119～参照）。

1. 外来診療部における感染源

感染症の診断後は、病原体の種類に基づいて感染経路別予防策が実施されるが、診断前では標準予防策および病原体を想定した感染経路別予防策を適用する。診断前では、患者に病識のない場合や、医療従事者の見落としがあると考えられるため、適切に各種予防策が実施されていない可能性がある。

2. 外来診療部における宿主

外来診療部には、その医療機関の特性により、乳幼児、高齢者、免疫不全者などの易感染患者が存在する。

3. 外来診療部における感染経路

外来診療部での感染経路として、次の2つが考えられる。

- ①感染症患者由来の感染性物質：飛沫、飛沫核、分泌物および分泌物の付着したもの（使用後のティッシュペーパーなど）、嘔吐物など。
- ②感染症患者由来の病原体が環境中に付着・定着：ドアノブ、水道の蛇口、エレベーターのフロアボタンなど。

4. 外来診療部における感染制御の留意点

外来診療部では感染制御に関して以下の諸点に留意したい。

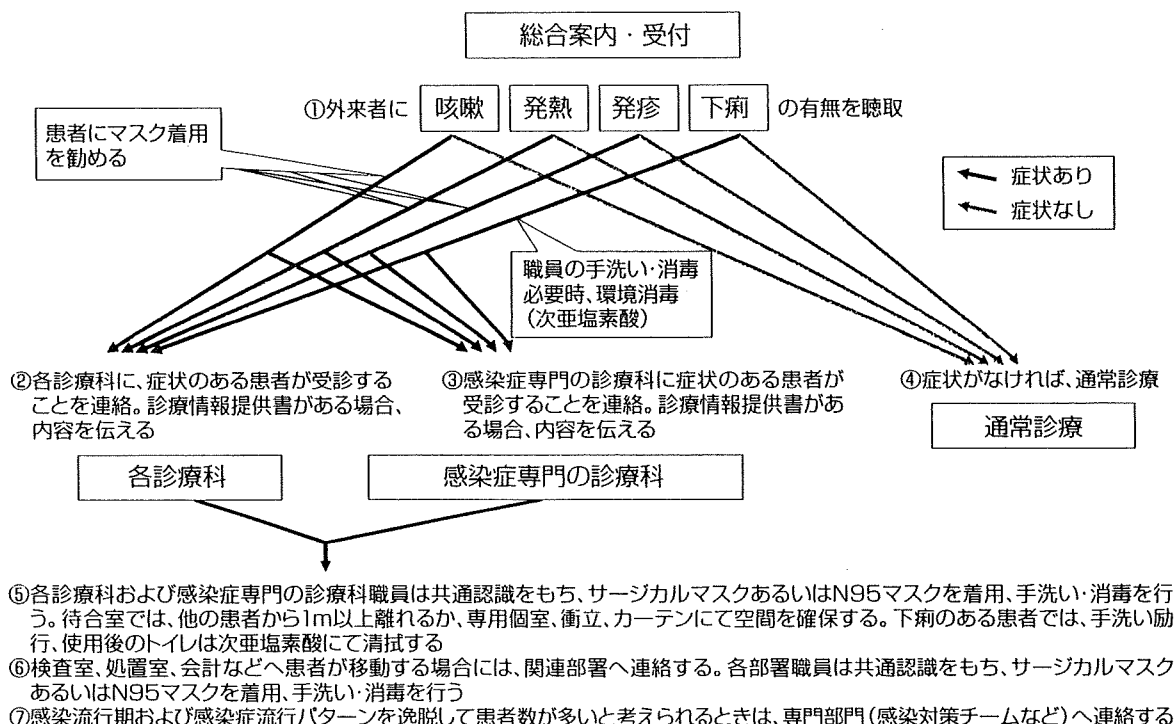
- ①季節性のある感染症流行パターンの把握（「感染症カレンダー」参照）
- ②感染症患者（疑い例を含む）の早期発見（「外来診療部フローチャート」参照）

- ③他患者との接触の回避（「感染経路別予防策」参照）
- ④適切で確実な感染予防策の実施（「標準予防策」、「感染経路別予防策」、「外来診療部フローチャート」参照）
- ⑤他科・他部門を含めた情報の共有（「外来診療部フローチャート」参照）
- ⑥患者のプライバシーへの配慮
- ⑦感染症流行パターンを逸脱している事態への対処（「感染症カレンダー」、「外来診療部フローチャート」参照）

収録した手順例

- 外来診療部フローチャート
- 感染症カレンダー①〈呼吸器感染症〉
- 感染症カレンダー②〈小児ウイルス性感染症〉
- 感染症カレンダー③〈咽頭炎、結膜炎〉
- 感染症カレンダー④〈髄膜炎〉
- 感染症カレンダー⑤〈消化器感染症〉

外来診療部フローチャート

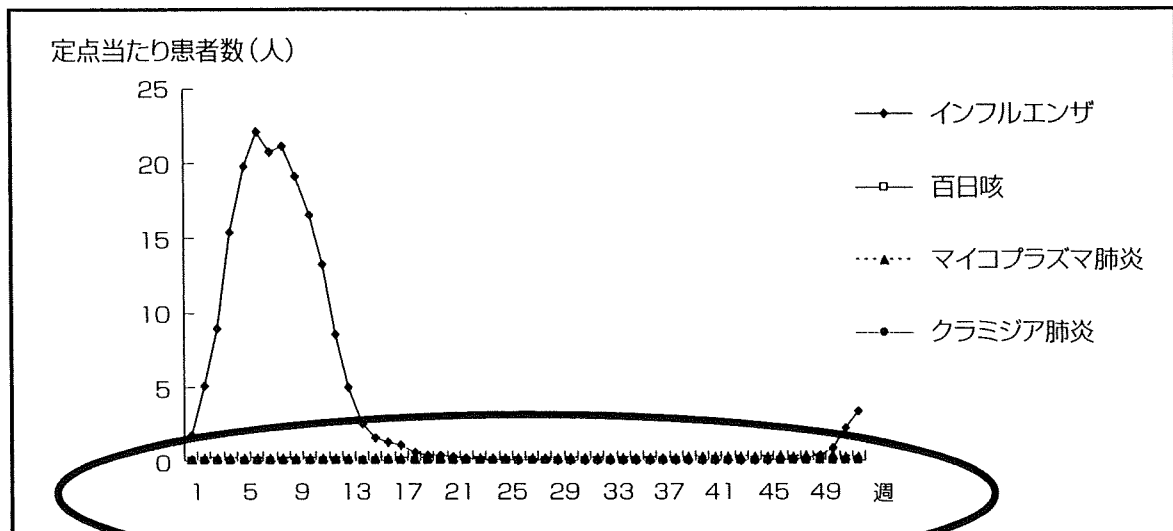


感染症カレンダー①〈呼吸器感染症〉

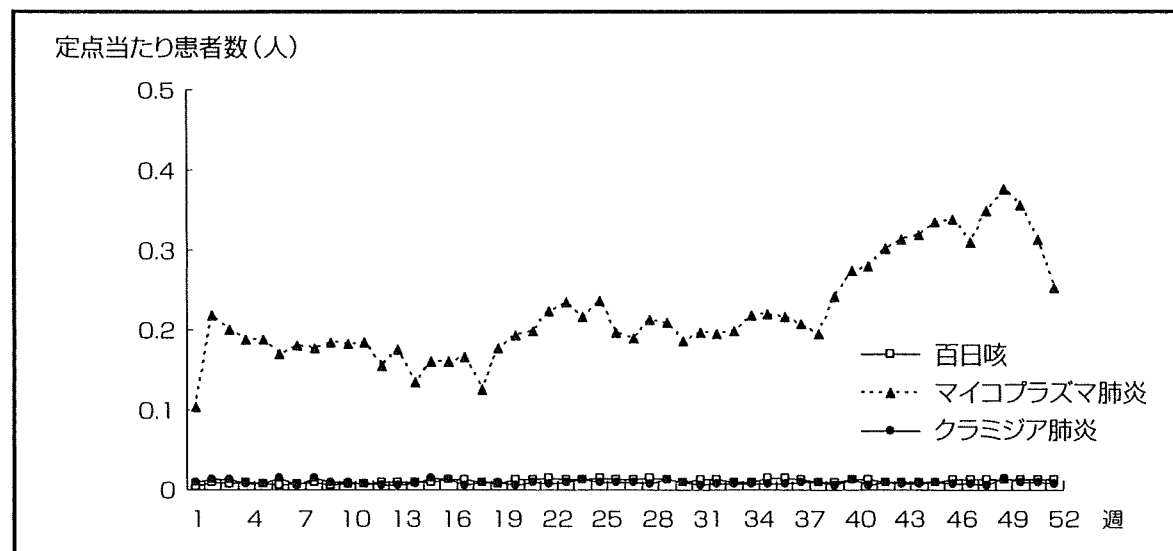
疾患	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
インフルエンザ		■	■	■									
百日咳													
マイコプラズマ肺炎										■	■	■	■
クラミジア肺炎													

平均値以上～+1標準偏差未満：流行警戒期
 平均値+1標準偏差以上～平均値+2標準偏差未満：流行期
 平均値+2標準偏差以上：流行極期

出典/国立感染症研究所感染症情報センター：感染症発生動向調査2001～2005. より作成.



↓ 拡大

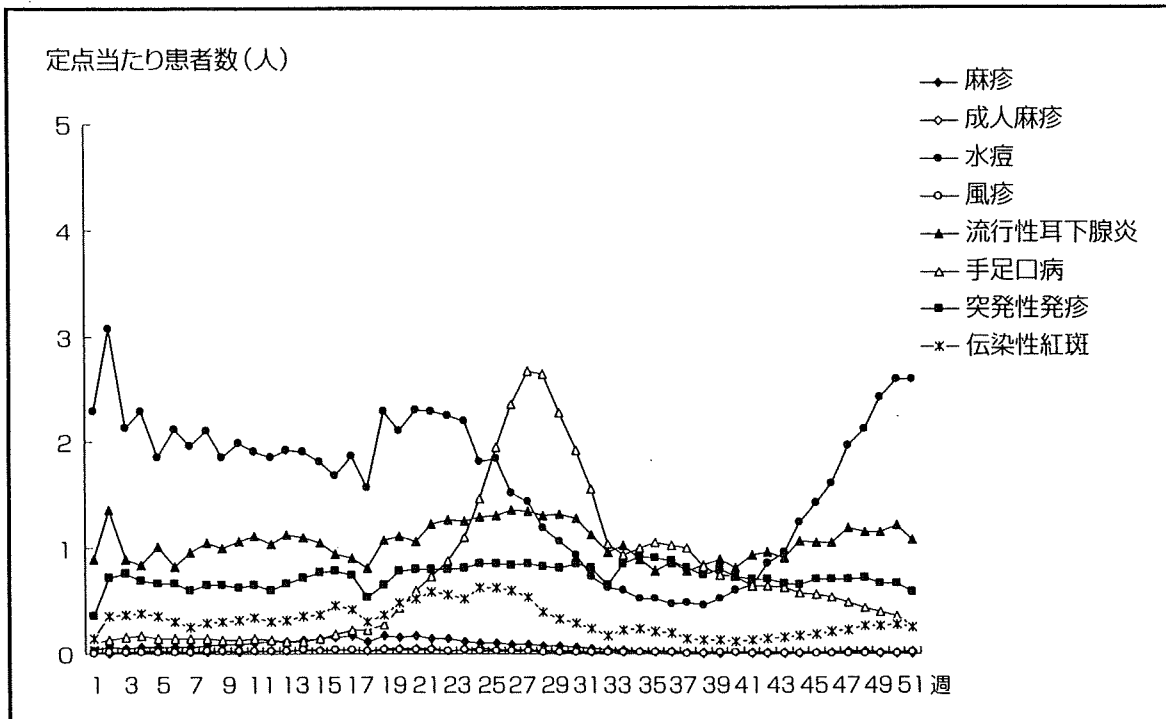


感染症カレンダー② 〈小児ウイルス性感染症〉

疾患	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
麻疹 (成人麻疹を除く)			流行警戒期	流行警戒期	流行期	流行期	流行警戒期	流行警戒期					
(成人麻疹)		流行警戒期	流行警戒期	流行警戒期	流行警戒期	流行期	流行期	流行警戒期	流行警戒期				
水痘		流行警戒期	流行警戒期	流行警戒期	流行警戒期	流行警戒期						流行警戒期	流行期
風疹			流行警戒期	流行警戒期	流行期	流行期	流行期	流行警戒期					
流行性耳下腺炎				流行警戒期		流行警戒期	流行期	流行期				流行警戒期	流行警戒期
手足口病							流行警戒期	流行期	流行警戒期	流行警戒期			
突発性発疹						流行警戒期	流行期	流行期	流行期	流行期			
伝染性紅斑		流行警戒期		流行警戒期	流行警戒期	流行期	流行期	流行警戒期					

平均値以上～+1標準偏差未満：流行警戒期
 +1標準偏差以上～+2標準偏差未満：流行期
 +2標準偏差以上：流行極期

出典／国立感染症研究所感染症情報センター：感染症発生動向調査2001～2005. より作成.

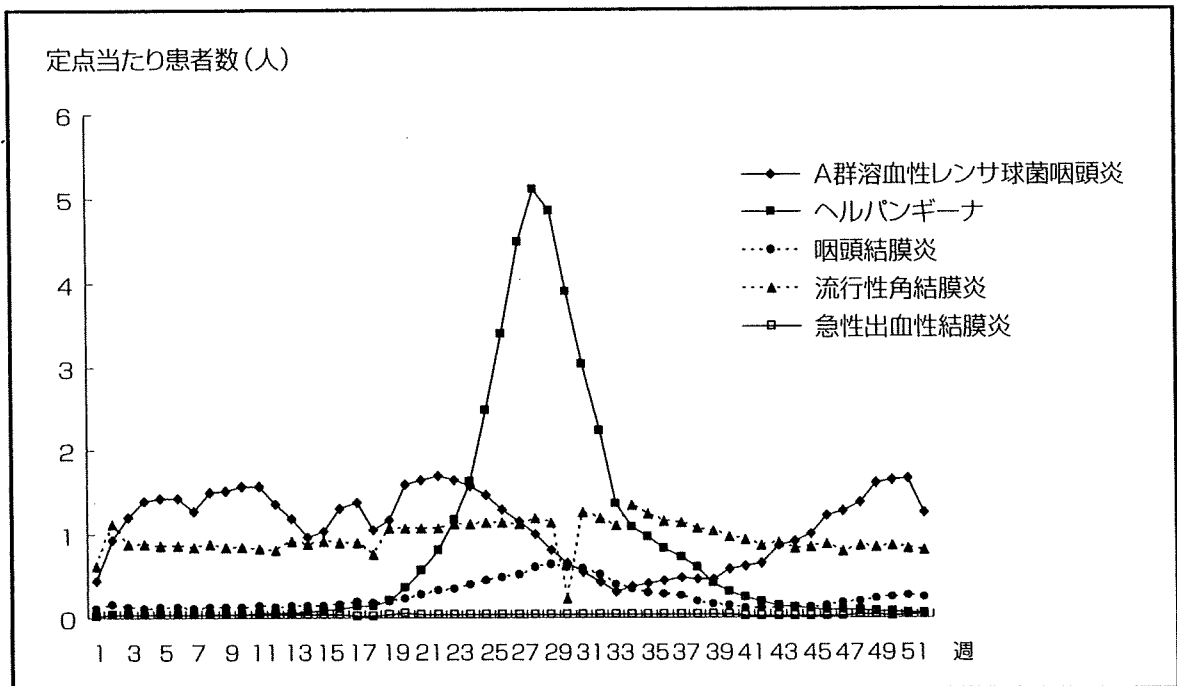


感染症カレンダー③〈咽頭炎、結膜炎〉

疾患	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎		■	■	■	■	■	■					■	■
ヘルパンギーナ							■	■	■	■			
咽頭結膜熱						■	■	■	■				
流行性角結膜炎						■	■	■	■	■			
急性出血性結膜炎		■	■	■	■	■	■	■	■	■			■

■ 平均値以上～+1標準偏差未満：流行警戒期
 ■ +1標準偏差以上～+2標準偏差未満：流行期
 ■ +2標準偏差以上：流行極期

出典／国立感染症研究所感染症情報センター：感染症発生動向調査2001～2005. より作成.

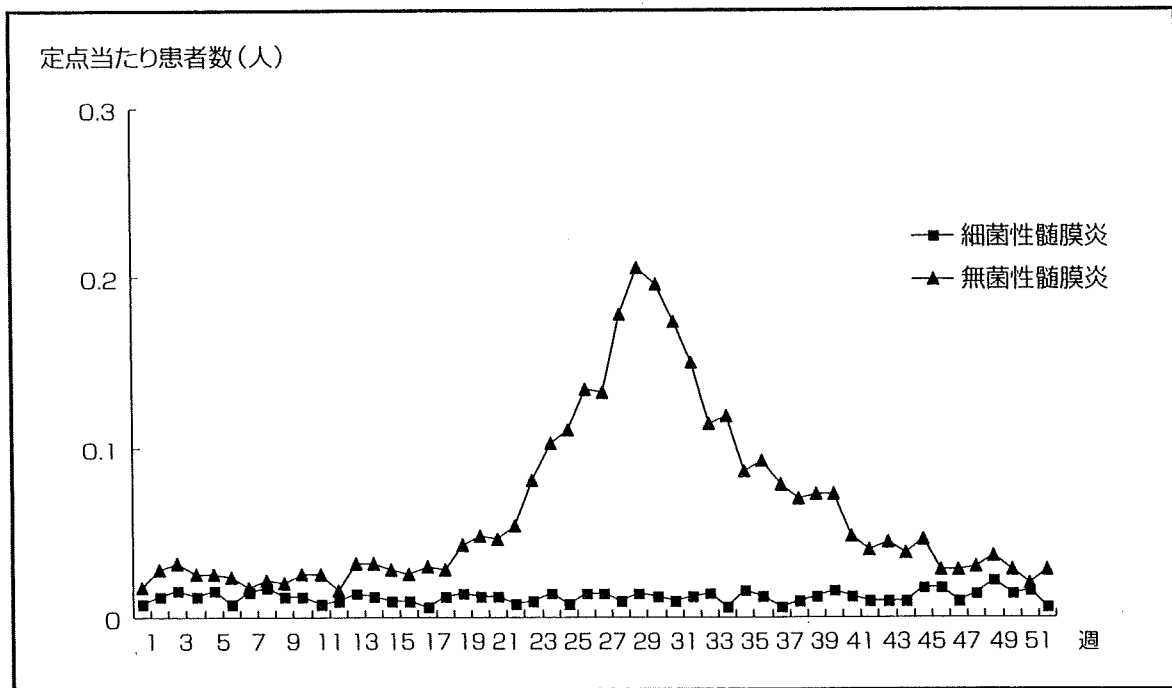


感染症カレンダー④〈髄膜炎〉

疾患 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
細菌性髄膜炎											■	
無菌性髄膜炎						■	■	■	■			

■ 平均値以上～+1標準偏差未満：流行警戒期
 ■ +1標準偏差以上～+2標準偏差未満：流行期
 ■ +2標準偏差以上：流行極期

出典／国立感染症研究所感染症情報センター：感染症発生動向調査2001～2005. より作成.



感染症カレンダー⑤ 〈消化器感染症〉

疾患	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
感染性胃腸炎		流行警戒期	流行警戒期	流行警戒期								流行警戒期	流行極期
食中毒(サルモネラ菌属)								流行極期	流行極期	流行極期	流行警戒期		
食中毒(カンピロバクター)				流行警戒期	流行極期	流行極期	流行警戒期	流行警戒期	流行警戒期				
食中毒(黄色ブドウ球菌)							流行極期	流行極期	流行警戒期				
食中毒(腸炎ビブリオ)								流行警戒期	流行極期	流行警戒期			
食中毒(病原性大腸菌)							流行警戒期	流行極期	流行警戒期	流行警戒期	流行警戒期		
食中毒(ウェルシュ菌)				流行警戒期	流行警戒期	流行極期	流行警戒期			流行警戒期	流行警戒期		
食中毒(ノロウイルス)		流行警戒期										流行警戒期	流行極期

平均値以上～+1標準偏差未満：流行警戒期
 +1標準偏差以上～+2標準偏差未満：流行期
 +2標準偏差以上：流行極期

出典/国立感染症研究所感染症情報センター：感染症発生動向調査2001～2005. 厚生労働省：食中毒統計2004～2006. より作成.

